

みとめ合い
思いやり
ともに輝く!

第2次デュエットプラン21

上尾市男女共同参画計画



上 尾 市

はじめに

本市は、これまで「上尾市男女共同参画推進条例」を制定し「デュエットプラン21」の計画に沿い、男女共同参画社会の形成を目指した施策を展開してまいりました。

計画の策定から10年が経過する今日、少子高齢化や人口減少社会の到来、また長期的な景気の低迷が、家庭生活や地域社会に大きな影響を及ぼしています。このような社会情勢から新たな課題も生じており、これらの課題を解決するためにも、女性も男性も一人一人の人権が尊重され、意欲と能力に応じて活躍できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このたび、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第2次デュエットプラン21」を策定しました。

本計画は、「デュエットプラン21」を継承し、これまで進めてきた施策の成果を踏まえつつ、更に今日の社会情勢に求められる新たな課題への対応を図るべく、男女共同参画の一層の推進を図るものです。

また、本市におきましては、本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画」と位置付け、重点項目である「配偶者からの暴力の根絶と自立支援」を課題により一層取り組みの強化を図ってまいります。

上尾市が豊かで活力のあるまちとなるためには、一人一人の人権尊重への取り組みを継続的に行いながら、男女共同参画社会の仕組みづくりを着実に進めることが肝要です。

本計画の理念である「みとめ合い 思いやり ともに輝く！」をスローガンに、笑顔きらめく上尾の実現に向け、市民・事業者の皆様にも積極的に取り組みを推進していただきますとともに、行政との協働の取り組みにつきましてもさらなる連携、御協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たりまして貴重な御提言をいただきました上尾市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、「上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」に御協力をいただき、また、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様から心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

上尾市長 島村 禮



目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨(目的)	2
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の基本理念	3
5 計画の基本目標	4
6 計画の推進	4
7 計画の数値目標	4
8 計画の重点項目	4
9 計画策定の背景	6
i 世界の動き	6
ii 国の動き	6
iii 埼玉県の動き	7
iv 上尾市の取り組み	7
10 数値でみる上尾市の現状	8
i 人口動態の状況	8
ii 政策・方針決定過程への参画状況	11
第2章 計画の内容	13
計画の体系	14
目標1 男女共同参画の意識づくり	15
課題1 人権尊重に基づく性の理解と尊重	16
課題2 男女共同参画の意識づくりの推進	18
課題3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実	20
課題4 男女共同参画の視点に立つ国際理解と国際交流の推進	22
目標2 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり	23
課題1 暴力を許さない意識の醸成	24
課題2 被害者への支援体制の充実	25
目標3 男女共同参画の環境づくり	27
課題1 家庭における男女共同参画の推進	28
課題2 地域社会における男女共同参画の推進	30
課題3 働く場における男女共同参画の推進	33
課題4 生涯を通じた心身の健康づくり	36
目標4 男女共同参画のシステムづくり	38
課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	39
課題2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備	40
課題3 市民・事業者等とのパートナー・シップによる計画の推進	41
課題4 国・県等との連携	41

資料編	43
1 日本国憲法(抜粋)	44
2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(前文)	45
3 男女共同参画社会基本法	46
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	49
5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)	56
6 埼玉県男女共同参画推進条例	59
7 上尾市男女共同参画推進条例	62
8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	64
9 上尾市男女共同参画審議会委員名簿	66
10 上尾市男女共同参画推進本部員名簿	66
11 上尾市男女共同参画庁内推進会議委員名簿	67
12 男女共同参画のあゆみ	68

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨(目的)

本市では、平成13年に策定した「デュエットプラン21 上尾市男女共同参画計画」のもと、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

更に、平成19年3月には、男女共同参画をより一層推進するため、「上尾市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を制定し、上記計画を条例に基づく基本計画とし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

計画の策定から10年が経過する中で、男女共同参画社会の実現のための各種制度やそれらに伴う基盤整備においては、一定の成果を上げています。

しかし、その一方で職場や家庭、地域においては依然として性別による固定的な役割分担意識や男性の恒常的な長時間労働により、子育てや介護への男性の参画、政策・方針決定過程への女性の参画はまだ十分とは言いがたい状況にあります。

また、我が国の経済は、長期的に低迷を続けており雇用環境の悪化をもたらし、家庭生活や地域社会にも大きな影響を及ぼしており、早急に対応していかなければならない課題も生じています。

このような状況を踏まえ、これまでの計画を継承しつつ、新たな課題に対応し、男女平等を前提とする男女共同参画社会を実現していくため、計画の最終年にあたり、「第2次 デュエットプラン21 上尾市男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

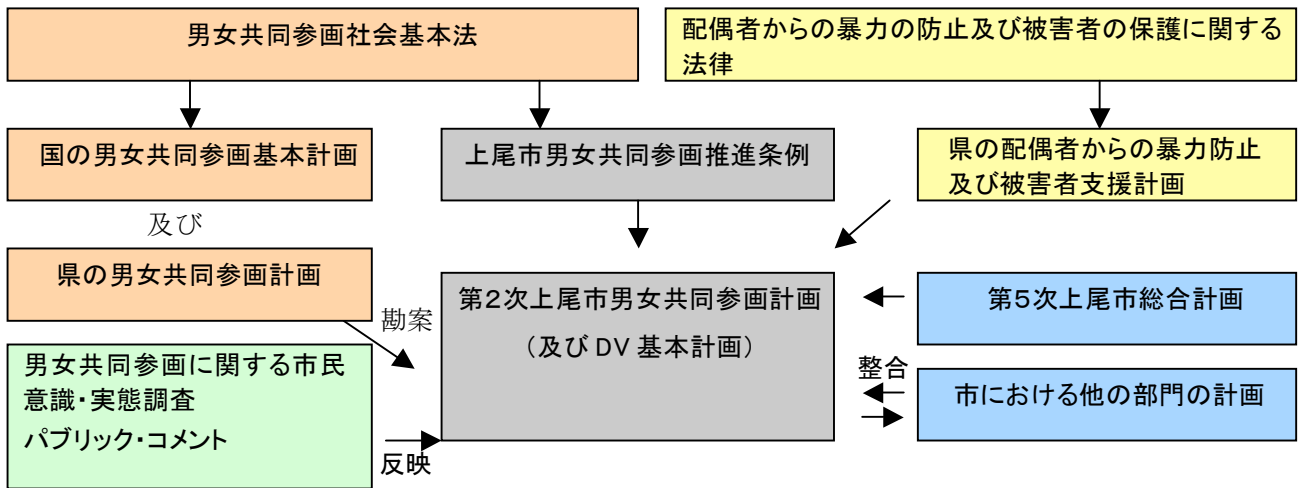
- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」(以下、「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」として策定するものです。
- (3) 本計画は、第1次計画を継承し、本市の将来都市像である「笑顔きらめく“ほっと”なまちあげお」の実現を目指す「第5次上尾市総合計画」及び他の計画との整合を図り策定したものです。
- (4) 本計画は、今後の社会経済情勢の変化や市民のニーズに対応していくために、必要に応じて見直しを行います。
- (5) 本計画は、上尾市男女共同参画審議会の答申や「平成20年度上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(以下、「市民意識調査」という。)の結果を踏まえ、広く市民等の意見を聞き、その反映に努めました。

《注》本文中アンダーラインを付した用語は、【言葉の意味】に用語解説があります。

【言葉の意味】

* **男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とします。

4 計画の基本理念

本計画は、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は国際的な協調の下に行われること。

基本理念の下「みとめ合い 思いやり とともに輝く！」を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。

5 計画の基本目標

- 1 男女共同参画の意識づくり
- 2 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり
- 3 男女共同参画の環境づくり
- 4 男女共同参画のシステムづくり

6 計画の推進

- 男女共同参画推進本部、男女共同参画庁内推進会議等で全庁的に取り組んでいきます。
- 上尾市男女共同参画審議会の意見を伺います。
- 市民、事業者等と協働して取り組み、計画的に進めていきます。
- 国、県、他の市町村等との連携を図っていきます。

7 計画の数値目標

男女共同参画に向けた取り組みを計画的かつ効果的に推進するため数値目標を設定します。

数値目標は、施策事業の状況や成果を分かりやすく表す効果的なものですが、目標値のみにとらわれることなく社会状況や今後の見通し等を勘案した適切な数値設定や見直しを行います。

8 計画の重点項目

計画を推進するに当たり、本市の課題を解決するため、計画の体系の中で次の3つの項目を重点項目とします。

重点項目1 男女共同参画の視点に立った社会制度の見直しと意識改革

本市においては、これまでも社会制度や慣習を見直し、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取り組みを推進してきましたが、「市民意識調査」による男女の地位の平等感について多くが「男性優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と感じており、また、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について「同感しない」割合が42.5%と埼玉県の調査と比べ低く、固定的役割分担意識や考え方がまだまだ残っており、性別や年代によって意識の差が大きいのが現状です。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、**性別による固定的な役割分担意識**を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開します。

重点項目2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは、男性も女性も、あらゆる世代の誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。

しかしながら、現状では、その不均衡により、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

「市民意識調査」では、「男女共同参画社会を実現するために市が推進すべき施策」として、「男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実を図ること」を挙げた市民が回答者の約6割を占め、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態を望んでいます。

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き人生を送るために、ワーク・ライフ・バランスの考え方に沿った生き方に社会全体で見直すことが求められています。

本市では、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努め、事業者による仕事と生活などの両立への取り組みなどを推進するとともに、あらゆる世代の家庭生活や地域活動への参画を促します。

重点項目3 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス以下、「DV」という。)は、配偶者や恋人などの親密な関係にある男女間の暴力ですが、これらの暴力は、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害です。男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題であり、暴力の根絶に向け重点的に取り組む必要があります。

本市においても「女性のための相談」をはじめ各相談機関においても配偶者からの暴力に関する相談が、増加傾向にあります。また、「市民意識調査」においても「身体に対する暴力を受けた」女性は、5人に1人の割合で被害経験があります。

しかし、いまだにDVに対する加害者意識や、被害者意識が薄く、加え社会の理解が不十分なため、被害が潜在化しやすい傾向にあります。

平成19(2007)年に制定された改正DV防止法では、市町村におけるDVに対する取り組みの強化が位置付けられました。本市においても計画に基づき暴力を許さない意識の醸成を根付かせ、被害者の支援体制の強化、充実を図る他、関係機関とも連携し総合的な支援を進めていきます。

【言葉の意味】

* 性別による固定的な役割分担

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

* 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))

配偶者や恋人などの親密な関係にある男女間における身体的・精神的・性的・経済的な暴力のことをいいます。

9 計画策定の背景

i 世界の動き

- 昭和50(1975)年 国連総会においてこの年を「国際婦人年」と議決されました。メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までの10年間に「国際婦人の十年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。
- 昭和54(1979)年 国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。
- 昭和56(1981)年 国連の専門機関であるILO(国際労働機関)でILO156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均衡に関する条約」(家族的責任条約)が採択されました。
- 平成7(1995)年 北京で開催された「第4回世界女性会議」において、男女平等に向けての具体的な指針として「北京宣言」、そして平成12(2000)年までの5年間に優先的に取り組むべき貧困・教育と訓練などの12の項目に及ぶ戦略目標を定めた「行動綱領」が採択されました。
- 平成12(2000)年 ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討と評価がなされ、その完全実施に向けた「政治宣言」及び、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。
- 平成17(2005)年 第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、男女平等に関する一層の取り組みを国際社会に求めた「宣言」及び10項目からなる「決議」が採択されました。

ii 国の動き

- 昭和50(1975)年 「国際婦人年世界会議」で、採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、女性の地位向上のための婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52(1977)年に今後10年の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定しました。
- 昭和60(1985)年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法の整備を進め、批准にいたりました。
- 平成7(1995)年 ILO156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均衡に関する条約」(家族的責任条約)が批准されました。
また、「育児休業法」が改正され、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改まりました。
- 平成8(1996)年 新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

- 平成11(1999)年 男女共同参画社会の実現を目指した「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12(2000)年に、同法に基づく、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成13(2001)年 内閣府に国務大臣及び学識経験者からなる「男女共同参画会議」が設置され、男女共同参画局が設置されるに至りました。また、配偶者からの暴力の問題を規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)が制定されました。
- 平成17(2005)年 「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成19(2007)年 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会談において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- 平成20(2008)年 「DV 防止法」が改正施行され、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務が定められました。
- 平成22(2010)年 「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

iii 埼玉県の動き

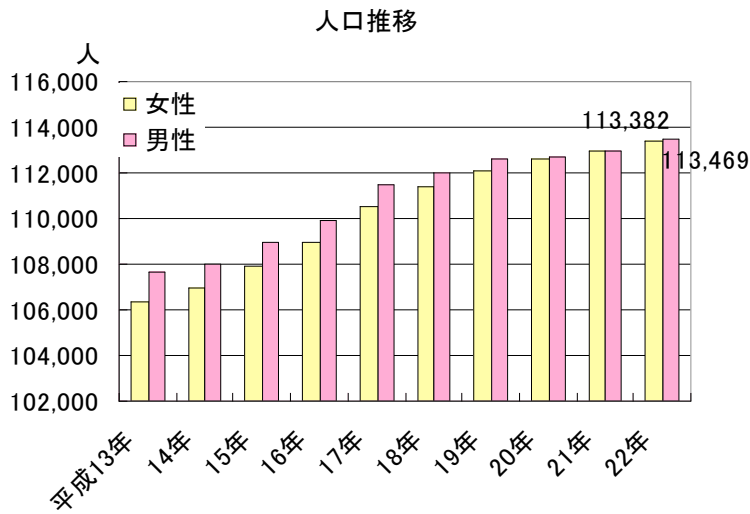
- 昭和55(1980)年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定され、昭和61(1986)年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定されました。
- 平成7(1995)年 「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。
- 平成12(2000)年 「男女共同参画社会基本法」を受けて全国に先駆ける形で「埼玉県男女共同参画推進条例」が施行されました。その後、平成14(2002)年には、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。
- 平成19(2007)年 「埼玉県男女共同参画推進プラン(中間見直し)」が策定されました。
- 平成21(2009)年 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

iv 上尾市の取り組み

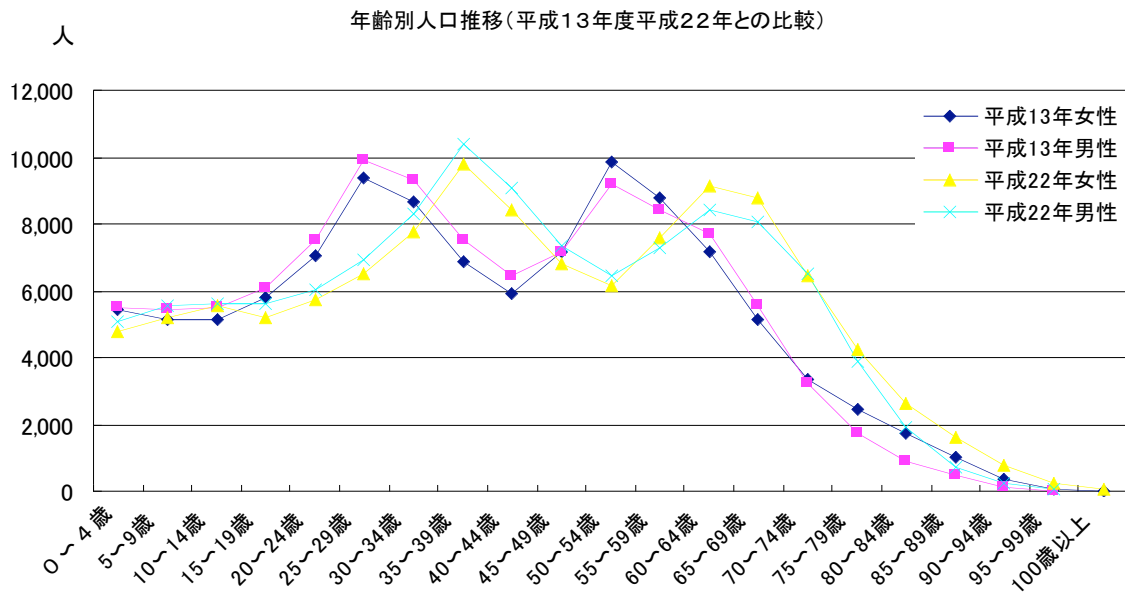
- 平成4(1992)年 豊かで平和な男女共同参画社会の実現を目標とした「あげお女性計画」を策定し、男女平等社会を目指した取り組みが始まりました。
- 平成13(2001)年 上尾市男女共同参画計画「思いやり 助けあい ひとりひとりが輝く、^{いま}現在 デュエットプラン21」を策定しました。
- 平成19(2007)年 男女共同参画推進に関する基本理念を定めた「上尾市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、この条例を受けて、「上尾市男女共同参画審議会」を設置しました。

10 数値でみる上尾市の現状

i 人口動態の状況



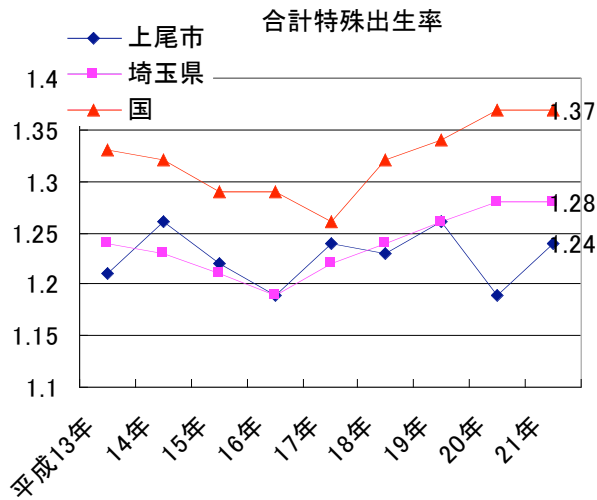
資料:上尾市(各年4月1日現在)



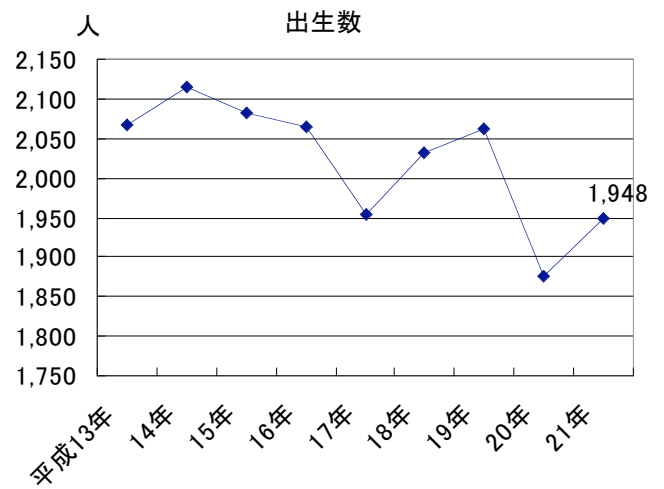
資料:上尾市(各年4月1日現在)

本市の人口は、男女比の差がほとんどなく、緩やかに増加しており、平成23年1月1日現在227,106人となっています。

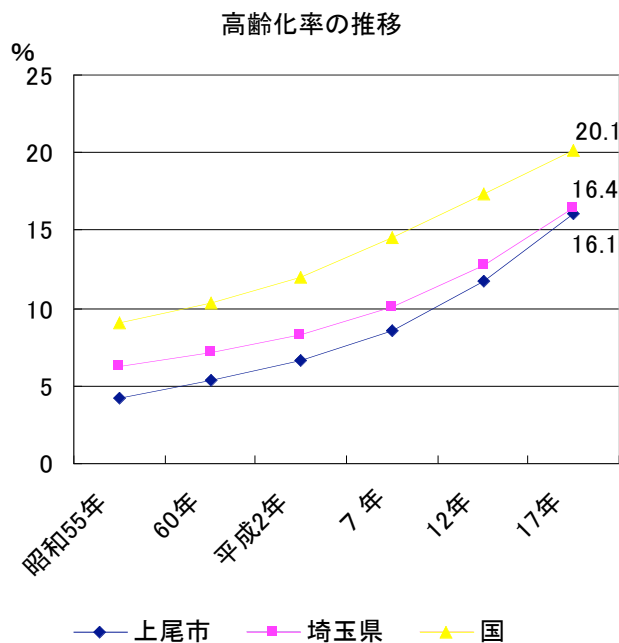
また、年齢別人口の推移を平成13年と平成22年とで比較すると、働く世代が減少し、高齢化が顕著となります。



資料: 埼玉県保健医療政策課 合計特殊出生率の年次推移



資料: 上尾市 統計あげお



資料: 国勢調査

本市の合計特殊出生率は、緩やかではありますが、増加傾向にありました。しかし、平成20年には、極端な減少となり、国、埼玉県と比べて下回っています。出生数においても同様に推移しています。

また、本市における高齢化率は、高くなってきています。

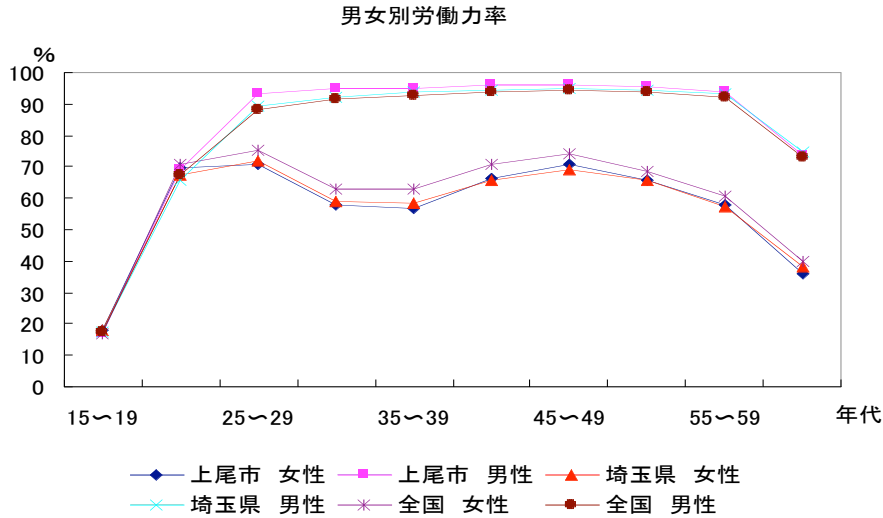
【言葉の意味】

* 合計特殊出生率

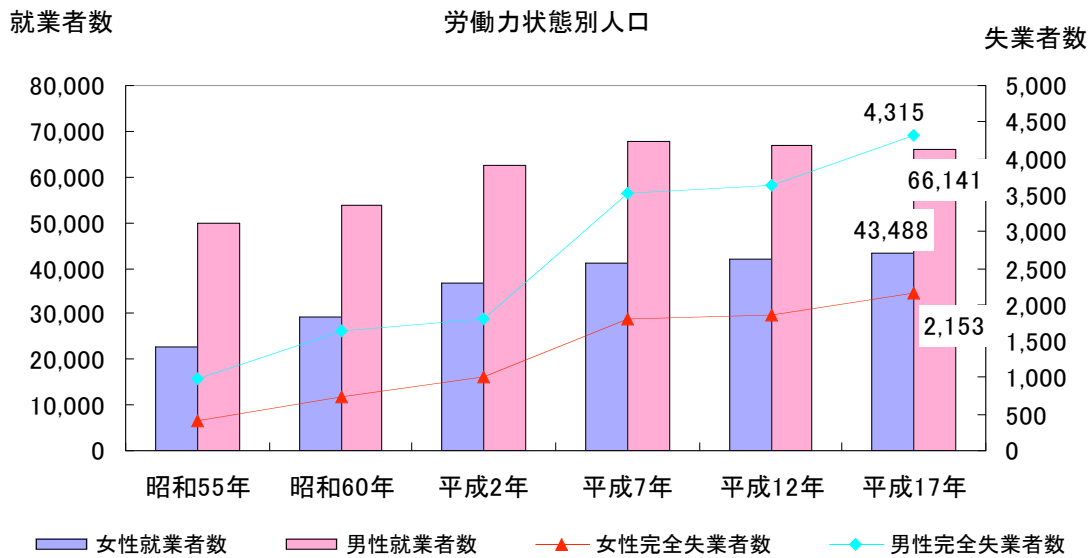
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数をいいます。

* 高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合をいいます。



資料:国勢調査



資料:国勢調査

年齢別に女性の労働力率をみると、本市では、30歳から39歳で低くなっていますが、国や埼玉県も共通して、出産・育児のために仕事を中断するM字型曲線を描いています。

女性の就業者数は、微増にあります。男性は、平成7年をピークに徐々に下がっています。完全失業者数では、男女ともに増加傾向にあります。

【言葉の意味】

* 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合をいいます。

* M字型曲線

日本に独特な女性の就労形態で、結婚や出産前まで雇用されて働いた後、いったん仕事を中断して子育てに専念し、子育てが終わった後に再び働くというパターンをいう。その就労人口をグラフにすると、ちょうどアルファベットの「M」のような形になることからこう呼ばれています。

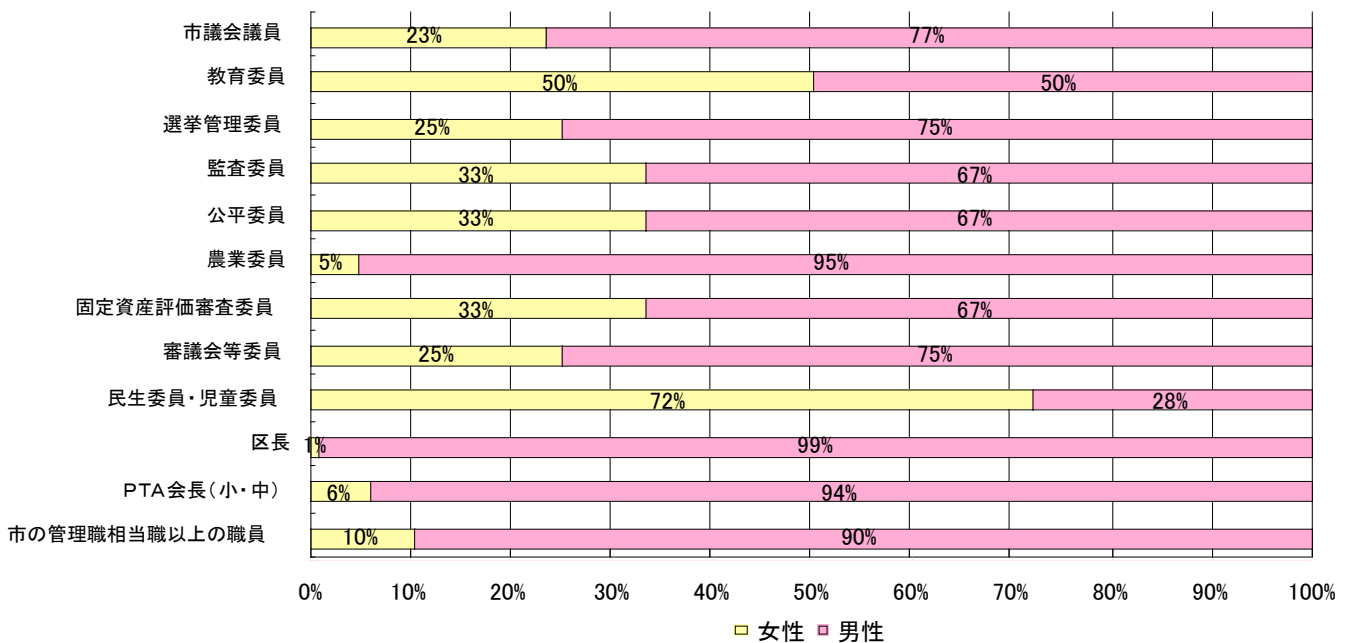
ii 政策・方針決定過程への参画状況

上尾市における男女の登用状況(平成23年1月1日)

委員会名称等	女性(人)	男性(人)	全体(人)
市議会議員	7	23	30
教育委員	3	3	6
選挙管理委員	1	2	3
監査委員	1	2	3
公平委員	1	2	3
農業委員	1	21	22
固定資産評価審査委員	1	3	4
審議会等委員	107	319	426
民生委員・児童委員	215	84	299
区長	1	111	112
PTA会長(小・中)	2	31	33
市の管理職相当職以上の職員	26	232	258
合計	366	833	1,119

資料:上尾市

上尾市における男女の登用状況(平成23年1月1日)



資料:上尾市

政策・方針決定過程への男女の登用状況は、教育委員は、男女が同数となっており、民生委員・児童委員では、女性が多くなっています。しかし、その他の委員では、まだまだ女性の登用が少ない状況です。

第2章 計画の内容

計画の体系

目 標	課 題	施 策
1 男女共同参画の意識づくり	1 人権尊重に基づく性の理解と尊重	1 人権意識と男女共同参画の推進 2 児童虐待防止の推進 3 メディアにおける男女の人権尊重の推進
	2 男女共同参画の意識づくりの推進	1 性別による固定的役割分担意識の見直しの推進 2 広報・啓発活動の推進 3 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実
	3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実	1 男女平等教育の推進 2 男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進 3 男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進
	4 男女共同参画の視点に立つ国際理解と国際交流の推進	1 国際社会に対する理解 2 国際交流の推進
2 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり	1 暴力を許さない意識の醸成	1 配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実 2 学校・地域等における教育の充実 3 行政職員等に対する研修の充実
	2 被害者への支援体制の充実	1 相談体制の充実 2 自立に向けての支援の充実 3 関係機関との連携の推進
3 男女共同参画の環境づくり	1 家庭における男女共同参画の推進	1 子育てと介護支援の推進 2 ひとり親家庭の経済的自立と就労支援の推進
	2 地域社会における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進 2 高齢者・障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進 3 防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
	3 働く場における男女共同参画の推進	1 雇用における男女共同参画の推進 2 セクシュアル・ハラスメントに対する取り組みの充実 3 ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくりの推進 4 商業、工業、農業等自営業における男女共同参画の推進 5 女性のチャレンジ支援の推進
	4 生涯を通じた心身の健康づくり	1 男女の性を尊重する健康づくりの推進 2 母子保健事業の推進 3 ライフステージに応じた男女の健康支援の推進
4 男女共同参画のシステムづくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	1 審議会等への女性の登用促進 2 女性のリーダーの育成・支援の推進 3 女性による市政への参加の推進
	2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備	1 庁内の男女共同参画の推進 2 男女共同参画推進体制の充実
	3 市民・事業者等とのパートナー・シップによる計画の推進	1 市民・事業者等との協働による計画の推進
	4 国・県等との連携	1 国・県等関係機関との連携の充実

目標 1 男女共同参画の意識づくり

平成7(1995)年に第4回世界女性会議(北京)で採択された行動綱領や平成12(2000)年のニューヨーク女性会議において、「女性に対するあらゆる形態の暴力から女性を保護するための必要な手段をとること」「家事・育児について男性が女性と同じ責任を共有すること」が強調されるなど、女性の人権尊重と男女共同参画の視点が明確に打ち出されています。

本市においても、条例に「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」が基本理念として位置付けられており、人権意識に基づく男女共同参画の考え方を明確にし、施策に反映させていく必要があります。

性別による固定的役割分担意識は、徐々に変わりつつありますが、今もなお、男女間や世代間による意識の差が大きく、家庭、地域、職場等の中に根強く残っています。このような意識は、長い歳月をかけて培われ、女性の就労や男性の家事・育児・介護等への参加を困難にするような影響を及ぼすなど、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となる恐れがあります。

男女共同参画社会の形成に向けては、男女が共に等しく責任を分かち合いながら社会を築く必要があります。女性は、自らの生きがいを持ちその能力を生かし社会に参画し、男性も男性自身の固定的性別役割分担意識の解消を図り、「仕事中心」の生活から家族と時間を共有し、地域社会に積極的に参画することが望まれます。そのため、幼児期から老年期まで、あらゆる年代層を対象に、男女共同参画の視点に立つ男女平等や性を尊重する学習の機会を提供し、その内容を充実させ意識の醸成を図ります。

さらに、国際社会の一員として、国際社会における女性に係わる問題への課題と取り組みに理解と関心を深め、外国人市民との交流と国際的視野に立つ男女共同参画を推進します。

【目標値】

推進目標	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について「同感しない」人の割合を増やします。	42.5%	55.0%

【理由】 埼玉県調査(平成22年)52.5%埼玉県調査の実態を上回る数字とします。

推進目標	現状値	目標値
「社会全体」において男女の地位が「平等」と感じる人の割合を増やします。	15.5%	30.0%

【理由】 全国調査(平成21年)23.2%を踏まえ全国調査の実態を上回る数字とします。

課題 1 人権尊重に基づく性の理解と尊重

《施策の方向と取り組み》

男女共同参画社会の推進には、相手の気持ちを思いやり、人権感覚を養うことでお互いを尊重していく必要があります。

このため、男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康管理についての認識を高めるため、さまざまな機会をとらえた広報・啓発活動を推進します。

性犯罪、ストーカー行為、児童虐待などの暴力行為が社会問題化し、女性や子どもが被害者となるケースが多く見られます。

こうした暴力を許さない社会・環境づくりを進めるためには、人権の尊重と暴力の根絶に向けた意識啓発を進め、被害者、加害者をつくらない体制づくりが必要となります。加えて、プライバシーに十分配慮した相談体制の充実や関係機関と連携した保護体制を確立し被害者支援を実施します。

施策 1 人権意識と男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	性の尊重についての理解の推進	人権の視点から性を尊重する意識を深めるための周知・啓発を図ります。 1. 「広報あげお」や男女共同参画情報紙「Duet」による啓発 2. 男女共同参画の視点に立った適切な性教育や <u>HIV／エイズ</u> 等人権を尊重した教育の推進	男女共同参画課 指導課 学校保健課
2	女性に対する暴力から人権を守る活動の推進	性犯罪、ストーカー行為、売買春等女性へのあらゆる暴力の根絶に向けて啓発活動を行います。 3. 各種の啓発資料による啓発及び情報提供 4. 講演会、講座などの開催	男女共同参画課 人権推進課
3	社会環境浄化の推進	青少年の健全育成の観点から、性をめぐる <u>環境浄化活動</u> を行います。 5. 地域社会における環境浄化活動	少年愛護センター

【言葉の意味】

* ストーカー行為

特定の相手へ好意の感情が満たされなかったことを充足する目的で、本人や親族に対してつきまとい等を繰り返すこと。

* 児童虐待

親または、親に代わる保護者より加えられる暴力をいいます。暴力には、1) 身体的暴力、2) 育児放棄、3) 性的暴力、4) 心理的虐待があります。

* HIV／エイズ (Human Immunodeficiency Virus)

ヒト免疫不全ウイルスの略。性交渉、輸血、血液製剤の使用等で男女ともに感染する。HIV を病原体に生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症にかかりやすくなる病気のことで。

* 環境浄化活動

電話ボックスや電柱などに張られている性を商品化したピラの清掃活動をいいます。

施策 2 児童虐待防止の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	児童虐待防止に関する啓発活動の充実	関係機関と連携し、児童虐待防止に関する啓発活動を行います。 6. 広報、ホームページ等での児童虐待防止についての啓発 7. パンフレット・ポスターによる啓発	保育課 乳幼児相談センター 健康推進課
2	児童虐待の早期発見と支援体制の充実	児童虐待が見つかった際には、関係機関と連携して、適切に対応をします。 8. 関係機関との連携 9. 健康診断時における虐待の発見 10. 各乳幼児健診時における児童虐待の発見	保育課 健康推進課 学務課 学校保健課

施策 3 メディアにおける男女の人権尊重の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	メディア・リテラシー向上のための推進	市民・職員が、メディアに対して、性、暴力表現や、人権侵害の表現を読み解く力を養います。 11. <u>メディア・リテラシー</u> の啓発 12. 市の発行物等における表現の留意	広報課 男女共同参画課

《参考資料》

過去5年間の児童相談所虐待受付件数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
埼玉県	2,135	2,287	2,425	2,657	2,665
埼玉県中央児童相談所	333	275	288	325	340
上尾市	119	102	128	124	131

資料：上尾市

【言葉の意味】

* メディア・リテラシー (Media Literacy)

メディアからの情報を主体的に読み解き、使いこなす能力をいいます。メディアから発信された情報をそのまま受容する、情報を受け取るだけでなく、情報の真偽を判断し、自ら解釈し、メディアを活用して自分自身の考えを表現していく力が必要となります。

課題 2 男女共同参画の意識づくりの推進

《施策の方向と取り組み》

「市民意識調査」による男女の地位の平等感について、「学校教育の場で」を除いたいずれの分野でも多くの市民が「男性優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と感じており、特に「社会通念や風潮で」、「社会全体で」において、不平等感が多くなっています。

男女平等は基本的人権で達成されなければならないものですが、今もなお根強く残る男女の不平等をなくすためには、男女の役割を固定化するような考え方、制度や慣習を見直し性別による固定的な役割分担意識を解消していくための取り組みを継続的に進める必要があります。

家庭、地域社会、職場、学校など、あらゆる場において男女共同参画の取り組みが進むよう、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、世代間の意識の違いや人生の段階によって異なるニーズ等に配慮した啓発・広報を進めます。

施策 1 性別による固定的役割分担意識の見直しの推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	学習機会の提供	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識の見直しを図ります。 13. 男女共同参画講座等の開催	男女共同参画課

施策 2 広報・啓発活動の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	男女共同参画に関する啓発活動の推進	市が管理する広報媒体を通じて、男女共同参画に関する啓発活動を行います。 14. 男女共同参画情報紙「Duet」による啓発 15. 「広報あげお」やホームページによる啓発	広報課 男女共同参画課

施策 3 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実

番号	事業	事業概要	担当課
1	男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に対する情報を収集します。施策の進捗状況、実施状況を公表します。 16. 国、県他市町村の男女共同参画関連情報の収集と提供 17. 図書の購入と配架・閲覧 18. <u>ジェンダー</u> 関連情報等の収集と提供 19. 年次報告書の作成、公表	男女共同参画課

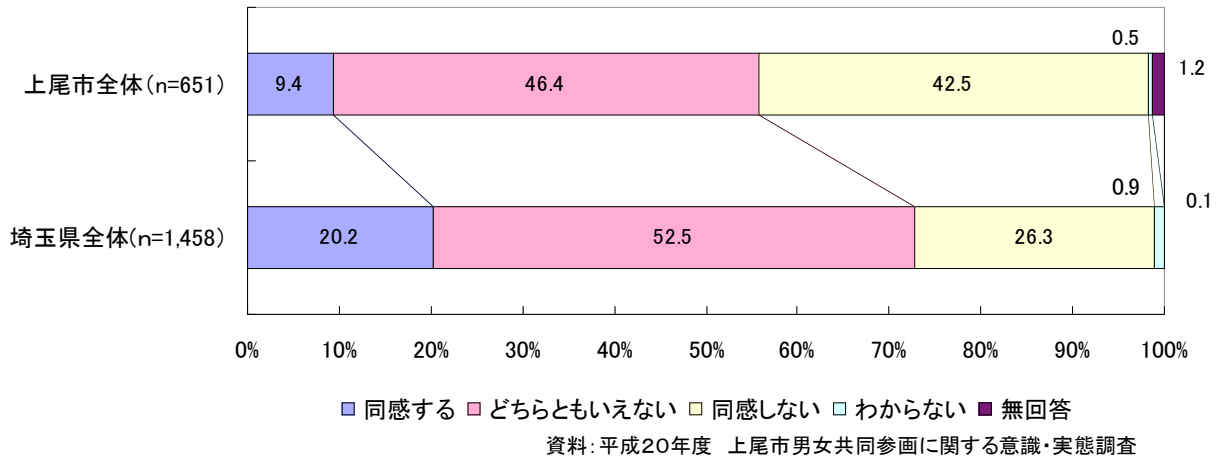
【言葉の意味】

* ジェンダー (Gender)

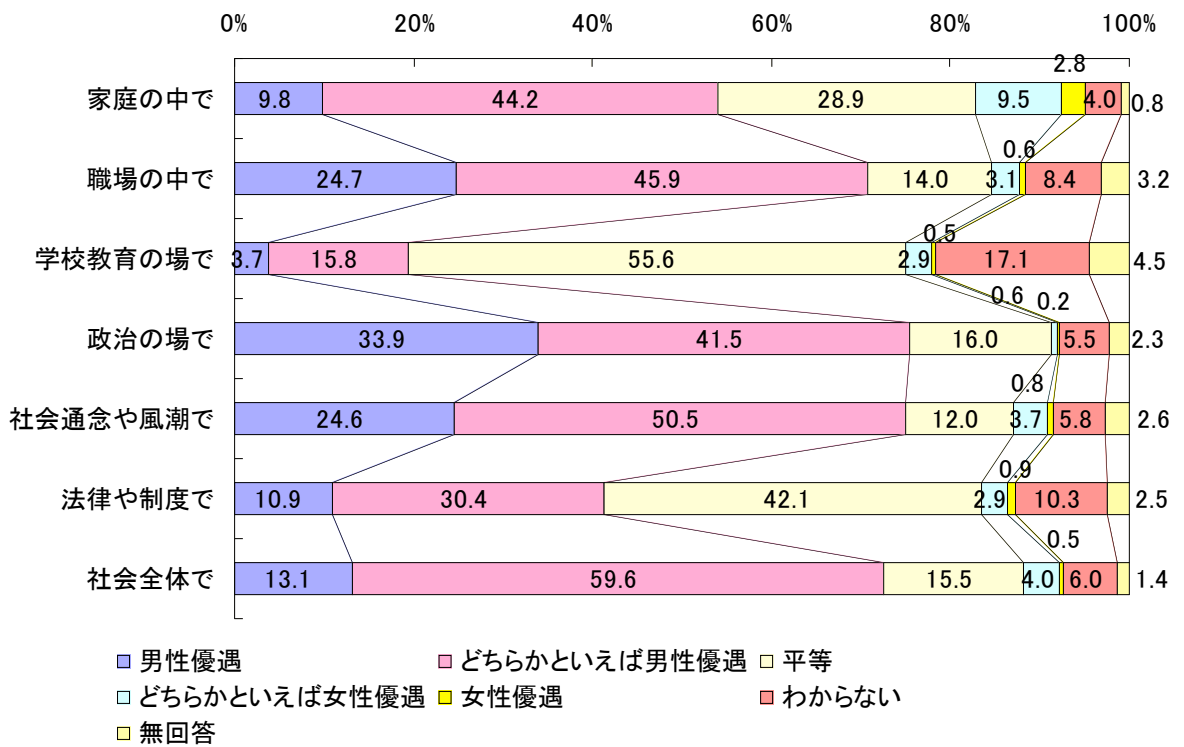
社会的・文化的に形成された性別

《参考資料》

性別による固定的役割分担意識



女性と男性の地位の平等感等感について(男女計 n=651)



課題 3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実

《施策の方向と取り組み》

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが豊かな心を持ち、人権感覚を磨くことが大切です。そのため、学校教育全体を通じて心豊かな児童・生徒の育成と人権教育の視点に基づく男女平等教育を推進していくことが重要です。

一人ひとりの個性や能力を発揮して、自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供します。

次代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるように育つよう、幼少期から男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。

施策 1 男女平等教育の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	男女の性別にとられない学校教育の推進	学校において、性別にとられず、個々の児童、生徒の適性を重視した教育活動を推進します。加えて、男女平等の視点から教職員に対する研修を実施します。 20. 男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進 21. 個性を尊重した生徒指導の推進 22. 個性を尊重した進路指導の推進 23. 教職員等への研修	指導課

施策 2 男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	家庭における男女共同参画意識啓発の推進	家庭におけるしつけや教育については、親の考え方で男女平等意識に大きな影響を及ぼすことから、家庭教育の重要性を啓発していきます。 24. 家庭における性別による固定的役割分担意識是正の広報等による啓発 25. 家庭教育に関する学習機会の充実	男女共同参画課 生涯学習課 関係各課

施策 3 男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	性別・年齢にとらわれない生涯学習機会の提供・充実の推進	身近な地域においての各種講座、セミナーの開催等により男女共同参画の視点に立つ生涯学習講座を企画・運営します。 26. 男女共同参画関連講座の充実 27. 講座開催時の一時保育の充実 28. 講座や催事を男女で共に企画・運営	男女共同参画課 生涯学習課 公民館 関係各課



課題 4 男女共同参画の視点に立つ国際理解と国際交流の推進

《施策の方向と取り組み》

我が国の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上に係る活動等国際社会におけるさまざまな取り組みと連動して進められてきました。国際社会の一員として条例の基本理念に沿い、国際社会への理解を深めるための情報の収集や提供を幅広く行っていきます。

女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取り組みの指針及び先進諸国の男女平等の意識や制度について、広い視野のもとに新しい知識や情報を得ながら、女性自身が自主的・主体的に行動を起こしていく必要があります。

また、増加する外国人市民との交流を進め相互理解を図ると共に、外国人市民が地域社会から孤立せず、共に安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

施策 1 国際社会に対する理解

番号	事業	事業概要	担当課
1	国際理解のための啓発の推進	国際社会の男女共同参画の認識を深めるために、国際的な情報などを収集し、講座を開設します。 29. 男女共同参画に関する国際的な取り組みの情報収集と提供 30. 外国人市民を含む市民の国際理解の推進	自治振興課 男女共同参画課 公民館 関係各課

施策 2 国際交流の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	外国人市民への支援と国際交流活動の充実	外国人市民が安心して生活できるような窓口相談や外国語による生活情報の充実を図ります。 31. 外国人市民への相談事業 32. 「広報あげお」等を通じての生活情報の提供 33. 国際交流活動関係団体との協働	自治振興課

《参考資料》

上尾市国籍別外国人登録者数 各年4月1日現在 (資料:上尾市 統計あげお)

年	韓国・朝鮮	中国	米国	ブラジル	フィリピン	ペルー	その他	合計
平成13年	361	417	42	285	252	180	289	1,826
14年	350	478	44	301	224	223	285	1,905
15年	356	506	50	292	195	242	299	1,940
16年	367	503	55	288	220	253	296	1,982
17年	371	571	51	288	247	262	309	2,099
18年	388	627	52	269	287	262	322	2,207
19年	368	630	48	241	292	243	326	2,148
20年	384	705	45	252	316	207	294	2,203
21年	408	797	38	218	369	195	293	2,318

目標 2 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題です。

DVの被害者は、その多くが女性であり、これまで家庭内の問題として見過ごされ、潜在化してきました。その背景には、性別による固定的な役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮などがあります。

DVの根絶に向けて、人権尊重と暴力を許さないという社会意識の高揚に向けた啓発を継続的に推進することが重要です。

平成19年に「DV防止法」の一部改正法が制定され、市町村における基本計画の策定が努力義務とされるなど、市町村の取り組みの強化が求められています。

本市においては、配偶者からの暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進するため、本計画を「DV防止法」による基本計画と位置づけ条例の理念に基づき推進していきます。

被害者の相談・保護の体制を一層充実し、自立に向けた支援に至るまで総合的な対策を推進するとともに、DVの被害者や加害者にならないための取り組みを推進します。

なお、「DV防止法」では、被害者と加害者の関係が配偶者(事実婚、元配偶者を含む。)に限定されていますが、本計画では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力(デートDV)についても、対応を進めることとします。

【目標値】

推進目標	現状値	目標値
夫婦間における「平手で打つ」、「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合を増やします。	70.8% (平手で打つ)	100.0%
	62.5% (なぐるふりをして、おどす)	

【理由】 国は、平成27年度までに100%、を目標値としています。

【言葉の意味】

* デートDV

配偶者等からの暴力のような夫婦や同居する男女の関係ではなく、大学生や高校生などを含む結婚していない若いカップル間で起こる暴力行為です。親密な相手を身体的暴力、言葉や態度等で思い通りに動かすことを言います。

課題 1 暴力を許さない意識の醸成

《施策の方向と取り組み》

DV防止法が平成13年に成立してから、配偶者やパートナーに対する暴力は、重大な犯罪であるという認識が広まり、本市においても男女共同参画推進センターをはじめ各相談機関における被害者からの相談が増加傾向にあります。

DVをなすためには、DVを容認しない社会の実現が必要であり、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。そのためには、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育などの場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育や啓発が重要です。

また最近では、配偶者間だけではなく、若い世代におけるデートDVも問題となっています。このため、今まで以上に幅広い年代層を対象として、より一層のDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を行っていく必要があります。

施策 1 配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実

番号	事業	事業概要	担当課
1	DV・デート DV 防止のための広報・啓発活動	DV・デート DV の防止に向けて情報の提供を行い、広報・啓発活動を行います。 34. 各種啓発資料による啓発及び情報提供 35. 講演会、講座等の開催による啓発	男女共同参画課 関係各課

施策 2 学校・地域等における教育の充実

番号	事業	事業概要	担当課
1	学校等における教育の推進	DV・デート DV を防止するため、学校や地域においても人権や男女平等に関する意識啓発を行います。 36. 人権尊重や男女共同参画の視点に立つ教育の実施 37. 幼児期における人権や男女平等の意識形成のための保育と教育の充実 38. 家庭教育学級等において、人権尊重等の事業の実施 39. 民生委員・児童委員等を対象にした広報や研修の実施	指導課 保育課 生涯学習課 男女共同参画課

施策 3 行政職員等に対する研修の充実

番号	事業	事業概要	担当課
1	二次的被害の防止のための研修	支援を担当する職員に対し、DVについての知識と被害者の二次的被害防止の研修を実施します。 40. 暴力の特性や被害者の立場を理解し、適切な対応が図られるよう研修を実施	男女共同参画課

課題 2 被害者への支援体制の充実

《施策の方向と取り組み》

本市では、男女共同参画推進センターにおいて、DV被害を含めた女性に関する面接・電話相談や法律相談を実施しています。

年々多様化する相談に対し、被害者が安心して適切な相談が受けられるようにするため、被害者のさまざまな状況に応じた安全な相談体制の維持と強化を図るとともに窓口の周知も必要です。今後も被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮し、相談しやすい環境をつくるよう体制の充実に図ります。

また、被害者の保護及び自立支援については、庁内関係部署や県等関係機関との連携を図り、被害者の安全確保と自立支援に向けたネットワークを構築します。

施策 1 相談体制の充実

番号	事業	事業概要	担当課
1	各種相談事業の充実	女性特有の相談に応じる体制を整え、相談窓口を周知し、また、今後増加が予想される DV に関する相談体制の充実に検討します。 41. 女性のための相談、女性のための法律相談の実施 42. 配偶者暴力相談支援センターの機能とあり方の検討	男女共同参画課 保育課

施策 2 自立に向けての支援の充実

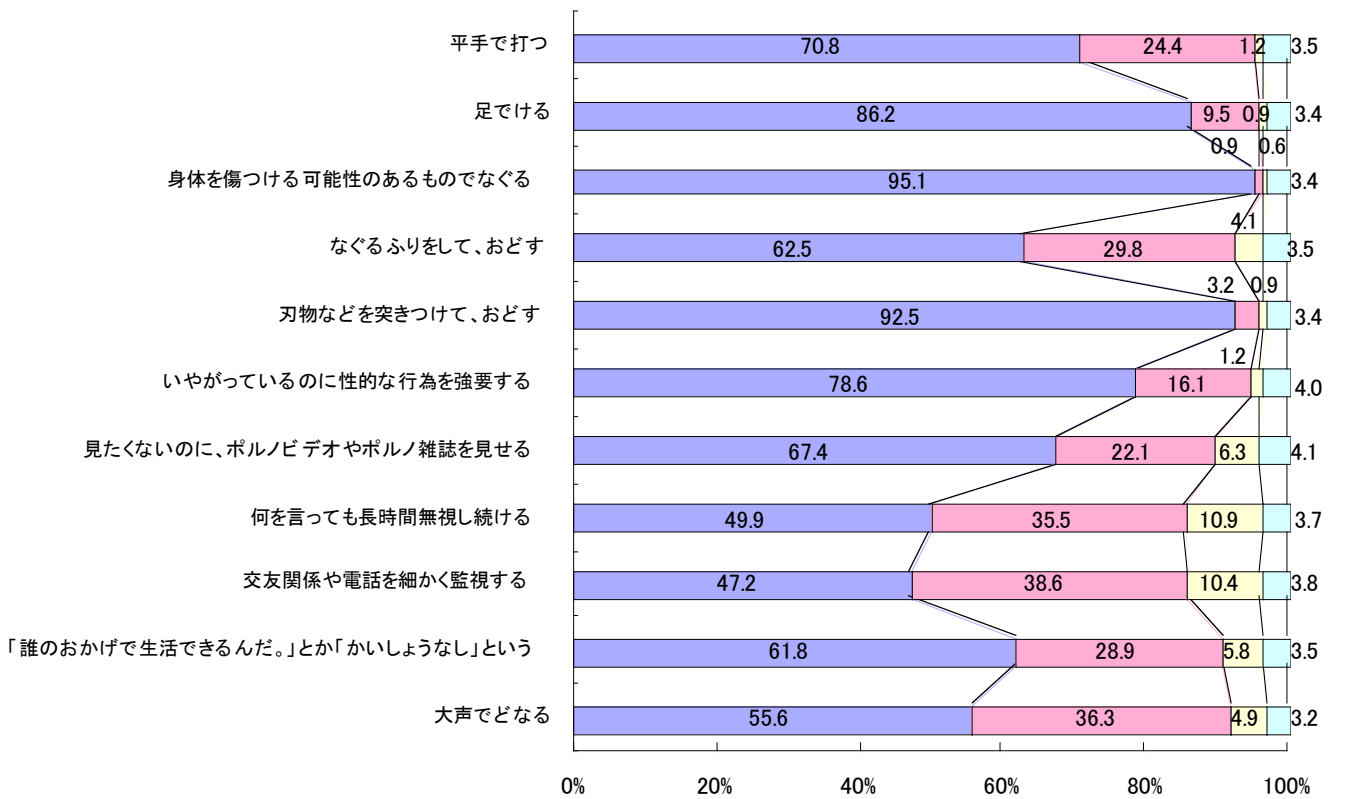
番号	事業	事業概要	担当課
1	被害者への生活支援の推進	被害者への生活・経済面の支援を行います。 43. 生活保護等の経済的支援 44. 個人情報保護の徹底 45. 国民健康保険等への加入の支援	社会福祉課 こども支援課 市民課 保険年金課 関係各課
2	被害者の子どもへの支援の推進	被害者の子どもへの支援を行います。 46. 児童、生徒に対する就学援助 47. 保育所への入所支援 48. 必要な母子保健サービスの援助 49. 心のケアを支援	学務課 保育課 健康推進課

施策 3 関係機関との連携の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	関係団体との連携体制の推進	被害者に対し、県や民間シェルター等の関係機関、警察との連携を緊密にしながら被害者支援を行います。 50. 庁内関係課との連携会議の設置 51. 関係機関との連携	男女共同参画課 保育課 関係各課
2	緊急保護体制の推進	関係機関と連携・協力関係を保ち、被害者の安全確保の支援を行います。 52. 一時保護施設等への入所支援	男女共同参画課 保育課

《参考資料》

夫婦間での行為における暴力としての認識について(男女計 n=651)



■ どんな場合でも暴力にあたると思う ■ 暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う □ 暴力にあたると思わない □ 無回答

資料:平成20年度 上尾市男女共同参画に関する意識・実態調査

【言葉の意味】

* シェルター (Shelter)

夫やパートナーから暴力を受けた女性のための緊急一時避難所のことをいいます。

目標 3 男女共同参画の環境づくり

ILO条約第156号(昭和56年に採択された、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」。日本は平成7年批准。)では、家族的責任のある女性と男性が平等に待遇されること、男女とも職業と家庭生活を両立できる雇用条件を考慮すべきことを規定しています。

子育てや介護は、女性だけが担うものではなく、男性も積極的にかかわることにより、共に喜びと責任を分かち合うことができます。そのためには、固定的な役割分担意識の払拭と男性の長時間労働を前提とした働き方の見直しが必要です。そして、子育てや介護を共に担う意識づくりや、女性の生涯にわたる健康づくりとともに、母性保護を充実させ、子どもを産み育てやすい環境の整備、介護環境の整備及び支援を図る必要があります。

また、男女が共に人生の各段階において仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発などさまざまな活動を可能にするワーク・ライフ・バランスを推進していくことにより、全ての人にとって、年代や働き方の違いにかかわらず健康を維持し、男性も家庭や地域に積極的にかかわっていくことができるようになります。

ワーク・ライフ・バランスや職場における男女平等の推進のためには、事業者の理解と協力が不可欠です。事業者への男女共同参画の推進への取り組みに対する支援や啓発を進めていく必要があります。

核家族化、高齢化の進展に伴い、単身世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯の増加など、夫婦のあり方や家族形態が多様化しています。子育てや介護などで孤立しがちな家族を支える仕組みづくり、地域での見守り、居場所づくりなどが求められています。男女共同参画の視点でその支援に取り組むなど、セーフティネットを構築する必要があります。

【目標値】

推進目標	現状値	目標値
家事(炊事・洗濯・掃除・買物)における役割分担(実態)について「共同して分担」の割合を増やします。	13.7%	20.0%

【理由】 埼玉県調査(平成22年)では、18.3%であり、埼玉県調査の実態を上回る数字とします。

推進目標	現状値	目標値
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて「内容を知っている」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計の割合を増やします。	18.5%	25.0%

【理由】 4人に1人の割合を目安とします。

【言葉の意味】

* リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(Reproductive health/rights) 性と生殖に関する健康・権利

いつ何人子どもを産むか又は、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題を意味します。

課題1 家庭における男女共同参画の推進

《施策の方向と取り組み》

「市民意識調査」によると家庭生活における役割分担(実態)について、「家事」、「子育て」、「介護」、「地域の行事への参加」、「自治会・PTA活動の参加」、「家計の管理」では「主として女性」が最も多く、「高額な商品や土地・家屋の購入の決定」は「共同して分担」が多く、「生活費の確保」は「主として男性」が6割を超えています。

家庭は、男女が共に担っていくものです。しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識や、男性の恒常的な長時間労働により家庭における責任の多くを女性が担っているのが現状です。

男女が共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けワーク・ライフ・バランスを事業者と共に推進し、仕事と子育てを両立するためのサービスの充実を図り、男性も家事・育児・介護に参画できるような支援体制を推進していきます。

施策 1 子育てと介護支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	子育て・保育サービスの充実	男女が共に子育てを担えるよう多様なニーズに応じた保育サービスを提供し、子育て支援体制の充実を図ります。 53. 待機児童の解消に向けた保育施設の整備 54. 多様な保育サービスの充実(<u>一時保育、特定保育、休日保育、病児・病後児保育</u> の実施) 55. 子育て育児事業の充実(男性の育児教室含む) 56. 育児相談事業の実施 57. 児童館事業の展開	保育課 (認可保育所) 乳幼児相談センター 子育て支援センター 健康推進課 公民館 青少年課 (児童館)
2	学童保育サービスの充実	共働き、ひとり親家庭の増加に伴い、放課後児童の健全な育成のため、引き続き学童保育の充実を図ります。 58. 学童保育の充実	青少年課
3	地域で支える子育て支援の推進	地域において子育てを支えるため、関係機関と連携し、地域での子育てを推進します。 59. <u>ファミリー・サポート・センター</u> の展開 60. <u>こんにちは赤ちゃん訪問</u> による子育て支援 61. 子育てサークルへの支援(情報提供、結成及び活動の支援)	保育課 乳幼児相談センター 子育て支援センター 健康推進課 青少年課 (児童館)
4	家族介護の支援の充実	高齢者、障害のある人等の介護を必要とする家族に対して仕事と家庭生活や介護を両立できるように支援します。 62. 家族会への支援の充実 63. 相談体制の充実 64. 家族介護教室等の開催 65. <u>認知症サポーター</u> の養成 66. <u>生活サポート事業</u> の継続	高齢介護課 公民館 障害福祉課

5	男性の自立を支援する講座の開設	男性の家庭への参画を推進するため、男性向けの家事等日常生活能力の取得・向上への取り組みを図ります。 67. 男性が参加しやすい講座の開設	男女共同参画課 公民館
---	-----------------	---	----------------

施策 2 ひとり親家庭の経済的自立と就労支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	ひとり親家庭等の経済的自立と就労支援	ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、国や県の施策事業及び市独自の事業の継続的实施を図ります。 68. 関係機関と連携した相談・情報提供 69. 母子家庭自立支援給付金事業 の周知	こども支援課

【言葉の意味】

* 一時・特定保育

保護者が就労等により一時的に児童の保育ができない場合に、その間、保育所で児童を預かり、保育することをいいます。

一時保育は、就労、傷病、冠婚葬祭、などの理由で一時的に保育が必要な場合をいいます。

特定保育は、就労等により月64時間以上の保育が必要な場合をいいます。

* 休日保育

日曜日と祝祭日(12月29日～1月3日を除く)に仕事等により保育できない保護者に代わり、保育所で児童を預かり保育することをいいます。

* 病児・病後児保育

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に併設された専用スペース等で保育を行うサービスをいいます。(市町村により対象児・病気等の要件が異なります。)

* ファミリー・サポート・センター

地域において、子どもを預けたい人(利用会員)と預かる側(提供会員)の人からなる登録会員制度の組織で相互の都合に合わせた柔軟な保育サービスを提供する組織のことをいいます。

* こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することで様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。家庭と地域をつなぐ最初の機会を提供することを目的としています。

* 認知症サポーター

地域において認知症の人が困っているときに手助けしたり、民生児童委員等に情報を伝えたりする役目を務める人を言います。

* 生活サポート事業

障害を持っている人を一時的に介護したり、外出の付き添いをしたりするなど本人や家族の必要としている介護サービスを時間単位で事業所が提供します。

* 母子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母親に対して、雇用の安定及び就職の促進を図るため、給付金を支給する事業をいいます。

課題2 地域社会における男女共同参画の推進

《施策の方向と取り組み》

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが仕事と家庭生活はもとより地域社会の一員としての自覚を持ってさまざまな活動に参画していくことが重要です。

「市民意識調査」では、自治会・PTA、地域行事への参加について「主として女性」との回答が約5割近くを占め、実際の活動の多くを女性が担っている状況です。一方で、活動の意思決定を行う会長などの職は男性が担うという状況にあります。

本計画では、地域社会における男女共同参画を推進するため、男女の地域活動への積極的な参画を推進する取り組みを促進し地域力を高めるとともに、高齢者や障害のある人が共に地域社会の一員として、生きがいを持って安心して暮らせる環境を整える必要があります。

また、防災の分野においては、防災(復興)の取り組みを進める上で、男女のニーズの違いに応じた防災対策が求められています。

このような課題に対し男女共同参画の視点を踏まえて、市民一人ひとりが安心・安全に暮らせるまちづくりを積極的に進めます。

施策 1 地域活動における男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	地域の住民組織における男女共同参画の推進	各種団体における男女共同参画を推進します。 70. 地域社会や地域活動への男性の参画の推進 71. 地域社会における政策方針決定過程への女性の参画の推進	自治振興課 生涯学習課
2	ボランティア育成の推進	ボランティア育成のための講座を開設し、情報を提供します。 72. ボランティアの育成及び活動支援	自治振興課 関係各課
3	市民活動団体との連携	男女共同参画社会を実現するために活動している市民活動団体に対する支援を行うとともにパートナー・シップのあり方を検討します。 73. 市民活動団体との連携の検討	自治振興課 男女共同参画課

【言葉の意味】

* 地域包括支援センター

高齢者の介護や権利擁護などの相談業務、介護予防、ケアマネージャーの活動支援や高齢者全般にわたる包括的・継続的マネジメント業務を行います。本市には、9箇所設置されています。

施策 2 高齢者・障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	生きがいを持てる社会参加の推進	健康で生きがいを持って、社会参加、就労できるように支援します。 74. いきいきクラブへの活動の支援 75. シルバー人材センター事業への支援 76. 高齢学級の開催 77. 障害者団体等への活動支援 78. 啓発・相談の充実 79. 市内福祉施設関係職員を対象とした研修の開設	高齢介護課 公民館 障害福祉課 商工課
2	安心できる地域づくりの推進	身近な相談体制を充実し、介護や年金・医療保険制度について情報を提供します。 80. 地域包括支援センター による事業の実施 81. 情報の提供及び相談の充実 82. 関係団体への支援 83. ユニバーサル・デザイン や バリアフリー によるまちづくりの推進	高齢介護課 障害福祉課 保険年金課 まちづくり計画課 関係各課

施策 3 防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	防災の分野における男女共同参画の推進	防災・災害復旧体制の分野において男女共同参画を推進し、地域防災力の向上を推進します。 84. 自主防災組織への女性の参画の推進	市民安全課
2	防犯の分野における男女共同参画の推進	防犯の分野において男女共同参画を推進し、地域における防犯体制を推進します。 85. 自主防犯組織への女性の参画の推進	市民安全課
3	環境の分野における男女共同参画の推進	環境の分野における男女共同参画を推進します。 86. 環境に関する分野への女性の参画の推進 87. 環境活動への支援	環境政策課 生活環境課
4	まちづくりの分野における男女共同参画の推進	まちづくりの分野において男女共同参画を推進します。 88. まちづくりに向けての女性の参画の推進	まちづくり計画課 関係各課

【言葉の意味】

* ユニバーサルデザイン

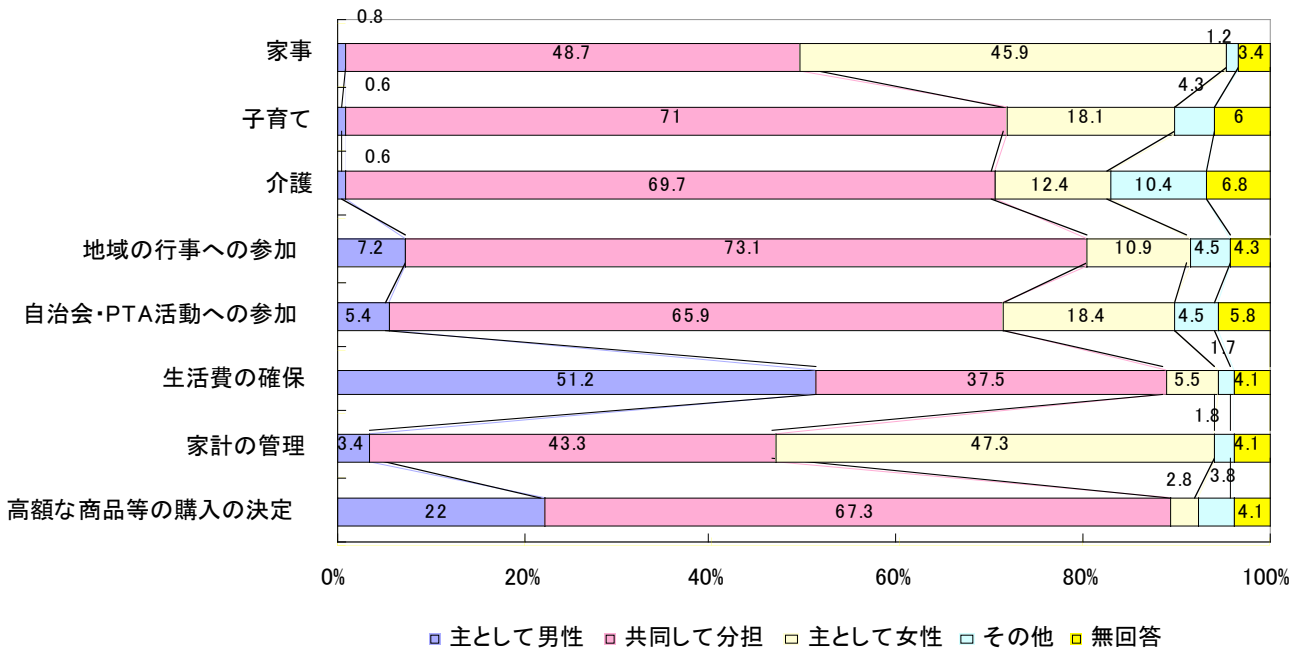
年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていくこととする考え方のことを意味します。

* バリアフリー

高齢者や、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリアー)となるものを除去することを意味します。

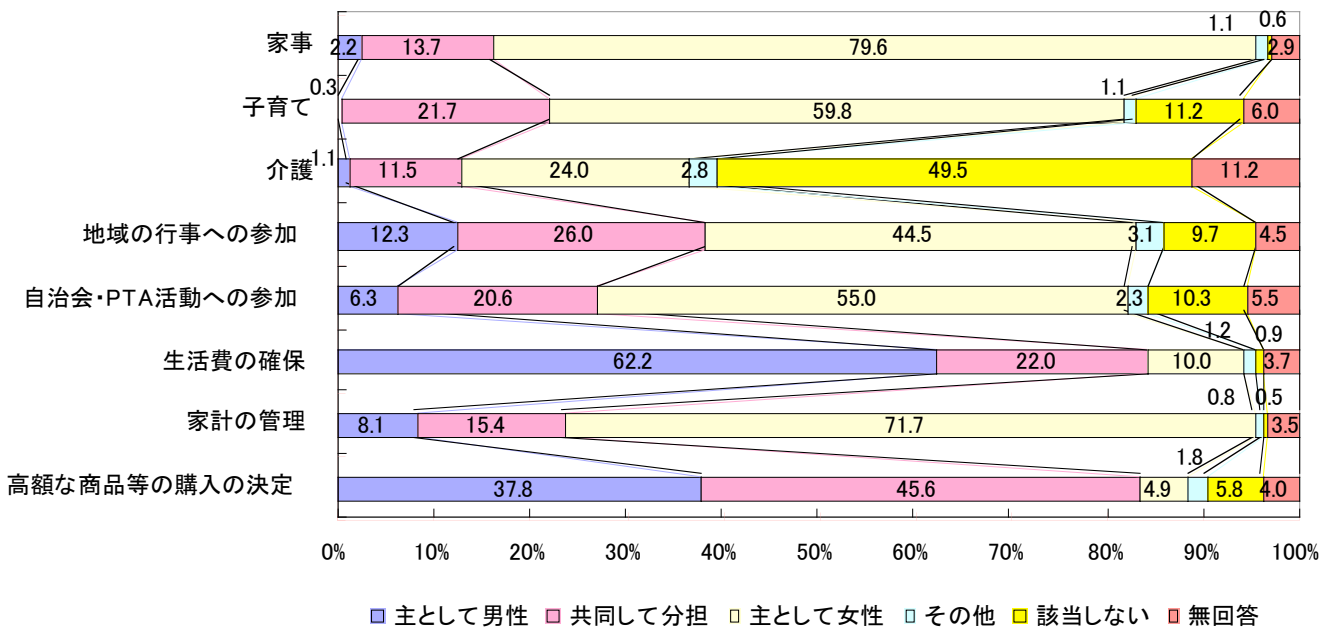
《参考資料》

家庭生活における役割分担(理想)について(男女計 n=651)



資料:平成20年度 上尾市男女共同参画に関する意識・実態調査

家庭生活における役割分担意識(実態)について(男女計 n=651)



資料:平成20年度 上尾市男女共同参画に関する意識・実態調査

課題3 働く場における男女共同参画の推進

《施策の方向と取り組み》

働くことは、人々の経済的基盤を形成するとともに「自己実現」につながるものであり、男女共同参画の実現にとって重要な意味を持っています。働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮し、意欲と能力に応じた男女均等な環境を実現していくことが重要です。

近年は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法も整備されてきました。しかし、性別による固定的役割分担意識は社会のさまざまな場面に残っており、職場においては、その傾向が顕著に見られます。「市民意識調査」における「職場の中で」の地位の平等の項目からも男女平等はまだまだ進んでいない状況がうかがえます。

また、「女性が職業を持つことについての理想・現実について」の項目について、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」とする女性が多く、働き続けたいという意向を示しています。女性が働き続けることができるように支援していくとともに、結婚・出産などで一度離職した女性が、希望したときに再就職に向けた意識付けができるよう、再就職等への再チャレンジを支援していく必要もあります。

働く場における男女共同参画を促進するためには、女性が働きやすい環境を確保していかなければなりません。多様な働き方に対する適正な労働条件の確保、男女が共に育児・介護休業が取りやすい職場環境づくり、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの生じない職場環境づくりが必要です。事業者の理解と、主体的な取り組みが不可欠なことから法・制度の正確な理解、周知・普及のための啓発を職場の構成員と共に促進します。そして、全ての人を対象としてワーク・ライフ・バランスを可能とする働き方の見直しが必要です。

また、商業、工業、農業等自営業における女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正當に評価・認識され、積極的な経営への参画促進と地位向上を図るための支援が必要です。

生産と育児や介護との両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスへの配慮を含めた家族経営協定の締結や男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

【言葉の意味】

* セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真などの掲示など、さまざまなものが含まれます。

* パワー・ハラスメント

職場において、職権、地位、人間関係を背景にした嫌がらせを意味します。

施策 1 雇用における男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	男女の雇用機会均等の確保の推進	男女が共に均等な雇用機会を確保できるよう、関係機関と連携していきます。 89. 男女雇用機会均等法の普及・啓発 90. 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション) の推進 91. 国、県等関係機関と連携し、情報収集と提供	商工課 男女共同参画課

施策 2 セクシュアル・ハラスメントに対する取り組みの充実

番号	事業	事業概要	担当課
1	セクシュアル・ハラスメントの防止のための広報・啓発活動	セクシュアル・ハラスメントの防止のための意識啓発を行います。 92. 各種の啓発資料による啓発及び情報提供	男女共同参画課 商工課

施策 3 ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくりの推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	仕事と家庭が両立しやすい職場環境の推進	職場において、ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう企業に働きかけます。 93. 育児・介護休業法の普及・啓発 94. ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 95. 労働時間短縮やフレックスタイム制度の啓発	こども支援課 商工課

施策 4 商業、工業、農業等自営業における男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	商業・工業・農業に従事する女性の労働条件の改善を推進	女性の家族従業者が、仕事と生活の両面において過度な負担を負うことがなく、労働意欲を持って働けるように推進します。 96. 国、県等で作成したパンフレット・チラシ・ポスター等を配布・掲示 97. 中小企業診断士による「よろず経営相談所」の実施 98. 農業に関わる女性団体への支援 99. 家族経営協定 の普及・啓発	商工課 農政課

【言葉の意味】

* 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)

さまざまな分野において、活動に参加する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

施策 5 女性のチャレンジ支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	女性が能力を發揮できる就業支援の推進	女性の再就職のための情報提供や講座の開設を推進します。 100. 再就職のための情報提供 101. 再就職のための講座の開設 102. 企業における男女共同参画の啓発 103. 国、県、ハロー・ワーク等との連携による情報収集と提供	男女共同参画課 商工課
2	女性の起業家支援体制の推進	女性の起業家育成のための情報提供や講座の開設を推進します。 104. 女性の起業家のための情報提供 105. 女性の起業家のための講座の実施 106. 男女共同参画の視点に立った事業所の情報収集と提供	男女共同参画課 商工課



【言葉の意味】

* 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要となります。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互のルールを文書にして取り決めたものです。

* 女性のチャレンジ支援

政策・方針決定過程に参画することを目指す「上」へのチャレンジ、起業家、研究者・技術者などへの分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、子育てや介護など、いったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つのチャレンジを指します。

課題 4 生涯を通じた心身の健康づくり

《施策の方向と取り組み》

男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためにお互いの身体的性差を理解し、思いやりをもって生きていくことは、対等なパートナーシップの基礎となるものです。

特に女性は、妊娠や出産を可能とする身体機能があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に接します。このことから、妊娠・出産について男女が共に理解を深め、対等な関係の下に性と生殖に関する互いの意思を尊重することが大切です。性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点から、全ての女性の生涯を通じた健康支援を図っていくことが重要です。

さらに、昨今の厳しい社会経済情勢の中で、男性も女性も心身ともに疲れ健康を害する人が多くなっています。また、中高年層の自殺の増加の原因になることもあり、心身のケアにかかわる取り組みが必要となります。

施策 1 男女の性を尊重する健康づくりの推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	性の尊重や心身の健康の推進	性に関する健康について正しい知識の啓発や不妊・不育に悩む女性に対する支援を推進します。 107. 相談体制の充実 108. 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の広報・啓発 109. 性感染症に対する正しい知識の啓発 110. 不妊・不育治療等の経済的支援の推進	男女共同参画課 健康推進課 指導課

施策 2 母子保健事業の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	母子の健康の推進	妊娠・出産期、育児期における女性の健康支援を推進します。 111. 母子健康手帳の交付 112. 妊婦教室の開催 113. 妊婦健康診査等の支援 114. 妊産婦・新生児訪問指導 115. こんにちは赤ちゃん訪問の実施による健康支援	健康推進課

【言葉の意味】

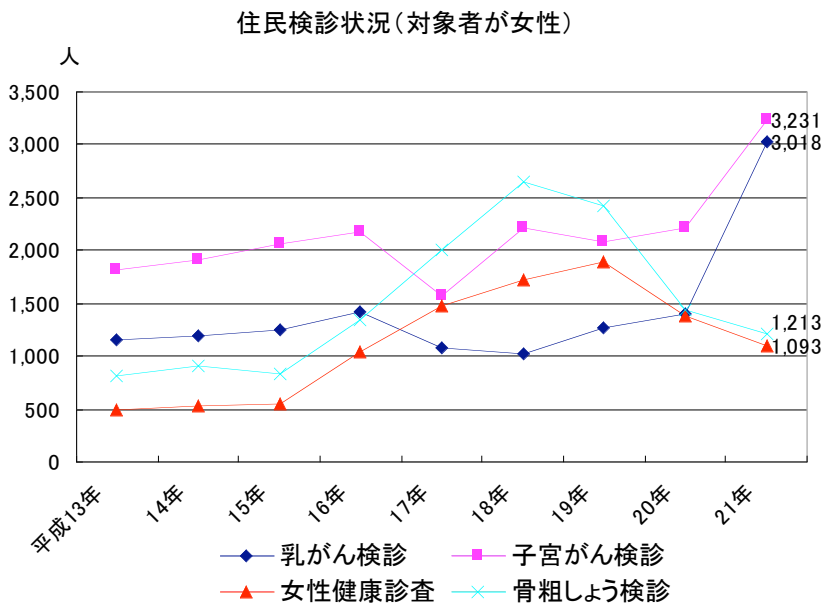
* 性感染症

性行為によって感染する感染症のことです。(エイズ、梅毒、淋病、性器クラミジア等)

施策 3 ライフステージに応じた男女の健康支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	男女が共に人生を健康で過ごせる事業の推進	男女が共に心身ともに健康で健やかな毎日が過ごせるような健康教育・各種検(健)診・各種予防接種を推進します。 116. 各種啓発資料による啓発及び情報提供 117. 健康講座の実施 118. 健康相談の実施 119. 各種検(健)診による健康管理 120. 健康あげおいいききプランによる健康づくりの推進 121. インフルエンザ、子宮頸がん等ワクチン接種の促進	男女共同参画課 健康推進課
2	スポーツ等を通じた健康づくりの推進	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、さまざまなライフステージに応じた健康づくりを推進します。 122. スポーツ・レクリエーション事業の充実 123. スポーツ等指導者の育成	スポーツ振興課

《参考資料》



資料:上尾市 統計あげお

【言葉の意味】

* ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりやその段階をいいます。一般的には、乳児期、幼年期、児童期、思春期、成人期、壮年期、

老年期がライフステージとしてあります。

目標 4 男女共同参画のシステムづくり

政策や方針の立案・決定の場への男女の参画は、男女共同参画社会の基盤をなすものであり、重要な意義を持っています。

指導的地位に女性が占める割合は、各分野において徐々に増加してきていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分ではありません。

男女共同参画の国際的な指標の一つである国連開発計画が毎年「人間開発報告書」において公表する政治及び経済活動への女性の参画(ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM))は、109か国中57位となっています。

本市における審議会等における女性委員の比率は、平成13年では18.9%でしたが、平成22年には、24.6%となり徐々に進んでいます。女性委員が一人もいない審議会等もあり、男女の構成比の均衡化に向け継続して取り組みを推進する必要があります。

また、少子・高齢化が進行し、人口減少時代へと移行しつつある現在、社会制度の見直しや新たな制度の構築へ向け女性が政策・方針決定に参画することにより、新しい視点が提起され、さまざまな立場を考慮した政策の立案・実施が可能となります。

そのため、意欲ある女性にエンパワーメントの機会を提供し、女性自身が力を付けることを支援するとともに、意識改革や女性の参画促進のための環境整備を推進します。

【目標値】

推進目標	現状値	目標値
審議会等における女性委員の割合を増やします。	24.6%	32.0%

【理由】 国は、平成27年度までに30%を目標値としています。国を上回る数字とします。

推進目標	現状値	目標値
市役所における男性職員の育児休業取得率を増やします。	2.8%	13.0%

【理由】 国は、平成27年度までに13%を目標値としています。

【言葉の意味】

* エンパワーメント

女性が自分自身の生活を決定するための権利と能力を持ち、社会的、経済的、政治的な状況を変えていく力をもつことです。

課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

《施策の方向と取り組み》

男女共同参画の形成にとって、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて重要な課題です。

市では、審議会への公募委員の登用や審議会委員における男女の構成比の均等化に向けて取り組みを推進してきました。

その結果、女性の参画はさまざまな分野で進んできていますが、政策や方針の立案及び決定への参画は十分とは言えません。

そのため、引き続き積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等により、審議会等における女性の比率を高めるとともに、男性のみの審議会等の解消に努めます。

施策 1 審議会等への女性の登用促進

番号	事業	事業概要	担当課
1	審議会等への女性の参加の推進	各種審議会等への女性委員の参加を推進し、平成32年度までに女性委員の参加が32%となるように推進します。 124. 審議会等における男女委員構成比率の均衡の推進 125. 審議会等への女性の登用調査の実施	男女共同参画課 関係各課

施策 2 女性のリーダーの育成・支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	女性団体への支援	各種女性団体への支援を通じて女性の人材育成を推進します。 126. 女性団体への活動支援	男女共同参画課

施策 3 女性による市政への参加の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	市政への関心と参加の推進	女性を含め広く市民の市政への関心を高めるため広聴活動の充実を図ります。 127. 関係機関等の情報の収集と提供 128. 行政が行う広聴活動への女性の参加促進	男女共同参画課 自治振興課

【言葉の意味】

* 政策・方針決定過程

議会、官公庁、会社、各種団体、審議会等、あらゆる分野において、組織の社会的な指導的地位や、意思決定過程への女性の参画を意味します。

課題 2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備

《施策の方向と取り組み》

男女共同参画を推進する上で、行政の果たす役割は大きく、施策を着実に推進し、本計画を実行性のあるものにしていくためには、全庁的に男女共同参画推進体制を強化していく必要があります。

そのため、庁内の組織である上尾市男女共同参画推進本部及び上尾市男女共同参画庁内推進会議を中心に関係各課が緊密な連携のもとに、全庁を挙げて、本計画の着実な推進を図ります。

また、市が市民や事業所における男女共同参画形成のモデルとなるよう、職員研修を充実させ、施策推進の中心となる職員の男女共同参画に関する認識を深めるとともに、女性職員の管理職や指導的役職への登用を進め、育児・介護休業等の取得を推進するなど、ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくりを積極的に行います。

施策 1 庁内の男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	適正な人事管理による組織体制の充実	男女共同参画社会に対応した組織体制の充実を図ります。 129. 女性職員の管理職や指導的役割への登用 130. 職域を区別することなく、能力ある人材の育成	職員課
2	職員に対する男女共同参画研修の推進	男女共同参画の視点に立つ行政を推進する職員を育成します。 131. 男女共同参画等の研修の実施	職員課 男女共同参画課
3	働きやすい職場環境づくりの推進	セクシュアル・ハラスメントを未然に防止するため、セクハラ防止に関する研修を行うとともに、男性職員の育児休業が取得しやすい環境の整備を進めます。 132. 研修の実施 133. 男性職員の育児休業取得の推進 134. ワーク・ライフ・バランスの啓発	職員課 こども支援課

施策 2 男女共同参画推進体制の充実

番号	事業	事業概要	担当課
1	男女共同参画推進体制の充実	全庁的に男女共同参画推進体制の充実を図ります。 135. 男女共同参画庁内推進委員による計画的な啓発体制の維持 136. 各種プロジェクト・チーム等の男女比の適正化の推進	男女共同参画課

課題 3 市民・事業者等とのパートナー・シップによる計画の推進

《施策の方向と取り組み》

男女共同参画社会を形成するためには、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、従来型の行政主導の取り組みだけではなく、市民一人ひとりや、市民活動団体、事業所等と対等なパートナーとして、連携と協働の関係をつくっていくことが必要となります。

施策 1 市民・事業者等との協働による計画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
1	市民・事業者等との協働	<p>計画の推進に当たっては、計画の内容を分かりやすく示し理解を深めるとともに、幅広い意見の反映に努めます。</p> <p>137. 上尾市男女共同参画審議会からの意見を施策へ反映</p> <p>138. 市民、市民活動団体、事業者等との協働による啓発活動の推進</p>	男女共同参画課

課題 4 国・県等との連携

《施策の方向と取り組み》

本計画の推進に当たり、国や県の動向を踏まえ連携しながら計画を推進します。また、他市町村とも協力をし、情報の交換や収集に努め事業を展開し、市からの要望等の情報発信を積極的に行います。

施策 1 国・県等関係機関との連携の充実

番号	事業	事業概要	担当課
1	国・県等関係機関との連携	<p>計画の推進に当たり、国や県、近隣自治体等との連携を強化します。</p> <p>139. 国・県の施策の市への反映</p> <p>140. 国・県への要望</p>	男女共同参画課

資料編

1 日本国憲法(抜粋)

昭和21年11月3日 公布

昭和22年 5月3日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(自由及び権利の保持についての国民の責任)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等及び栄典)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(前文)

1979年(昭和54年) 12月18日 第34回国連合採択

1980年(昭和55年) 7月17日 署名

1981年(昭和56年) 9月 3日 発効

1985年(昭和60年) 6月25日 批准

批准条約第7号

1985年(昭和60年) 7月25日 効力発生

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し、並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

3 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人と

して能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又

は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

[後略]

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

[後略]

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

[後略]

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

平成16年6月 2日 法律第64号:改正

平成19年7月11日 法律第113号:最終改正

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本

計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めな

ければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この

章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和

二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠

としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過す

る日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)

第12条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、こ

れに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以

外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの

暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

昭和47年7月1日 法律第113号

平成20年5月2日 法律第26号:最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定める

ものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指

針」という。)を定めるものとする。

- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを

理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第24条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第25条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章 雑則

(調査等)

第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第30条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例) (略)

第31条
(適用除外) (略)

第32条

第5章 罰則

第33条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

6 埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日公布 埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要

な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響

を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

7 上尾市男女共同参画推進条例

平成19年3月27日 条例第9号

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置付け、様々な取組が国際社会の動向と連動して進められてきました。

上尾市では、人権尊重都市の宣言を行い、男女共同参画計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行は根強く存在しており、子育てと仕事の両立が依然として困難な状況のもとで出産・子育て期における女性の労働力率が低下するなど、社会の様々な分野で男女間の格差が見受けられます。さらには、ドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害する社会問題も生じてきています。

私たちのまちを豊かで活力のあるまちとするためには、男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことが重要です。

ここに、上尾市は、男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働し、男女共同参画をより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かでだれもが自分らしく生きることができる、上尾のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。

- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者又はあつた者からの身体的、精神的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に参画するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度に性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第13条に規定する審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類する合議体の委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為の防

止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めること。

- (4) 男女がともに、家庭生活と社会生活とを両立することができるよう、必要な支援に努めること。
- (5) 男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動の充実を図ること。
- (6) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。
- (7) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及びその積極的な活用を図ること。
- (8) 男女共同参画に関する調査研究並びに情報の収集及び分析並びに市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(相談及び苦情の処理)

第11条 市長は、次に掲げる事案に関し、市民及び事業者からの相談及び苦情を受ける窓口を設けるとともに、関係行政機関等と相互に連携を図り、当該事案の処理に関し必要な措置を講ずるものとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為に関する事案

- (2) その他男女共同参画の推進に関する事案(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 上尾市男女共同参画審議会

(設置)

第13条 基本計画その他男女共同参画に関する重要事項について調査審議するため、上尾市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第14条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表
(2) 学識経験を有する者
(3) 公募による市民

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第18条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、企画財政部男女共同参画課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第4項(同条第2項の規定を準用する場合に限る。)、第3章並びに附則第3項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により定められた計画は、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第29号の次に次の1号を加える。

(29)の2 男女共同参画審議会委員

別表第1の29の項の次に次のように加える。

29の2	男女共同参画審議会 会 長 委 員	日額 7,000円 日額 6,000円
------	-------------------------	------------------------

8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

【いま何故仕事と生活の調和が必要なのか】
(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として

女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につながることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

【仕事と生活の調和が実現した社会の姿】

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がい

きいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

【関係者が果たすべき役割】

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的な取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

（企業と働く者）

- (1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- (2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- (3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

- (4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

9 上尾市男女共同参画審議会委員名簿

(◎:会長、○:副会長)

氏名	区分	団体名等	備考
◎川添 美央子	学識経験者	聖学院大学	
甲原 裕子	学識経験者	弁護士	
榎本 忠夫	関係団体	上尾市区長会連合会	平成22年3月31日まで
小澤 康雄			平成22年4月1日から
水野 行廣	関係団体	上尾商工会議所	
富岡 道子	関係団体	上尾市農業女性連絡協議会	平成22年3月31日まで
神田 喜美代			平成22年4月1日から
○山口 健一	関係団体	県央地域労働者福祉協議会	
神田 道子	関係団体	上尾市人権擁護委員会	
桐原 陽子	関係団体	上尾市女性団体協議会	
内山 ュ下	関係団体	上尾市PTA連合会	
吉田 洋	関係団体	小学校校長会・中学校校長研究協議会	平成22年3月31日まで
飛田 政弘			平成22年4月1日から
新井 紘		一般公募	
林 博一		一般公募	

(敬称略)

10 上尾市男女共同参画推進本部員名簿

役職名	氏名
副市長(本部長)	後藤 文男
秘書室長	関根 章隆
企画財政部長(副本部長)	遠藤 次朗
総務部長	庄田 幹夫
健康福祉部長	大竹 敏裕
市民部長	関根 照之
環境経済部長	新井 正敏
都市整備部長	大木 茂明
建設部長	原 節夫
会計管理者	横井 一夫
消防長	栗原 実
水道部長	上田 正明
議会事務局長	野本 文雄
教育総務部長	宮永 義則
学校教育部長	池野 和己

11 上尾市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

(◎：リーダー、○：サブリーダー)

所 属 課	氏 名
企画財政部 自治振興課	石島 努
総務部 職員課	棚澤 健一
総務部 職員課	相澤 久美子
総務部 IT推進課	阿部 美緒
総務部 人権推進課	◎ 宇田川 幸彦
健康福祉部 障害福祉課	黒川 寛子
健康福祉部 高齢介護課	田口 倫秀
健康福祉部 健康推進課	佐藤 恭子
市民部 市民安全課	鈴木 正則
環境経済部 環境政策課	浮田 七恵
環境経済部 農政課	深谷 悦子
環境経済部 商工課	○ 関 美紀子
建設部 下水道課	河原塚 智美
教育総務部 生涯学習課	西山 景子
学校教育部 指導課	太田 光登

12 男女共同参画のあゆみ(国際婦人年以降の国内外の動き)

年	国連(世界)	日本	埼玉県	上尾市
1975年 S50年	・国際婦人年(目標: 平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室設置 ・婦人問題企画推進会議開催 ・「育児休業法」成立(昭和51年施行)		
1976年 S51年	・国連婦人の十年スタート(~1985年) ・ILO(国際労働機関)事務局婦人労働問題担当室設置	・民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ・第1回日本婦人問題会議(労働省)	・生活福祉部婦人児童課婦人問題担当副参事設置	
1977年 S52年		・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館(埼玉県嵐山町)開館	・企画財政部婦人問題企画室設置	
1978年 S53年			・埼玉県婦人問題協議会設置	
1979年 S54年	・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・県民部婦人問題企画室長設置	
1980年 S55年	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の地位向上の10年後半期行動プログラム」採択	・民法、家事審判法一部改正: 配偶者の決定相続分1/3から1/2へ(昭和56年施行)	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・県民部婦人対策課設置 ・婦人関係行政推進会議設置	
1981年 S56年	・ILO第156号条約(家族的責任を有する労働条約)採択(ILO総会)	・「国内行動計画 後期重点目標」策定(婦人に関する施策の推進)		
1982年 S57年				
1983年 S58年				
1984年 S59年		・国籍法及び戸籍法改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ)	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
1985年 S60年	・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立(昭和61年施行) ・「労働基準法」一部改正(昭和61年施行)		
1986年 S61年		・婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大)	・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	

		・婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987年 S62年		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・婦人対策課を婦人行政課に名称変更	
1988年 S63年		・「労働基準法」改正(週 40 時間制)		・「上尾市婦人問題庁内連絡協議会」設置
1989年 H元年	・第 44 回国連総会「児童の権利に関する条約」採択	・民法一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先の規定の改正等)		・企画財政部企画調整課婦人対策担当設置
1990年 H2年	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO 第 171 号条約(夜業に関する)採択(ILO 総会)		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ・埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)開館	・第 I 期「上尾市女性会議」発足
1991年 H3年		・婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」改定(第1次改定) ・「育児休業等に関する法律」が成立(平成 4 年施行)	・婦人行政課を女性政策課に名称変更	・上尾女性会議 「男女共同参画社会の実現をめざすための提言」提出 ・上尾市総合計画に女性対策に関する基本方針の位置付け ・婦人対策担当を女性対策担当に改称 ・婦人問題庁内連絡協議会第2期グループが発足
1992年 H4年		・初の婦人問題担当大臣設置		・「あげお女性計画」策定 ・あげお女性フォーラム開催 ・第 II 期「上尾女性会議」発足 ・男女共同参画啓発紙「デュエット」創刊
1993年 H5年	・第 48 回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ・世界人権会議	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)が成立(平成 6 年施行)	・「埼玉女性の歩み」発行	・あげお女性フォーラム開催 ・婦人問題庁内連絡協議会第3期検討グループ発足
1994年 H6年	・国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言及び行動計画」採択 ・ILO 第 175 号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO 総会)	・男女共同参画室を設置 男女共同参画審議会を設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・「児童の権利に関する条約」批准	・「1994 彩の国の女性」発行	・あげお女性フォーラム開催 ・上尾市女性団体協議会発足 ・第 II 期女性会議 「行動計画推進のための提言」提出 ・女と男のフォーラム 94 開催
1995年 H7年	・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第 4 回世界女性会	・「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(介護休業制度の法	・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	・政策企画室女性対策担当設置 ・婦人問題庁内連絡協

	議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	制化)成立・施行 ・ILO 第 156 号条約(家族的責任を有する労働条約)批准		議会第4期検討グループ発足 ・女と男のフォーラム 95 開催 ・女性指導者養成研修「あげお女性塾」開催
1996 年 H8 年		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「世界女性みらい会議」開催	・あげお女性議会 96 を開催
1997 年 H9 年		・「男女雇用機会均等法」を改正(一部を除き平成 11 年より施行:セクハラについての事業主配慮義務を規定) ・「労働基準法」一部改正(平成 11 年施行:女性の時間外・休日労働・深夜業規制の解消等) ・「育児・介護休業法」一部改正(平成 11 年より施行:労働者の深夜業制限の制度創設)	・県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ・女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組	・全国公募エッセイ集「男女平等万華鏡」発刊 ・女性対策担当を女性政策担当に改称 ・婦人問題連絡協議会第5期検討グループ発足 ・あげお男性塾開催 ・女と男のフォーラム 98 開催
1998 年 H10 年		・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法」答申	・「埼玉県女性センター(仮称)基本計画」策定	・あげお女性会議 98 開催
1999 年 H11 年	第 54 回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「男女共同参画社会基本法」成立・施行 ・「食料・農業・農村基本法」成立・施行(女性の参画の促進を規定) ・児童売春・児童ポルノ禁止法成立	・女性問題協議会:男女共同参画推進条例(仮称)答申	・あげお男女共生塾 99 開催 ・男女共同参画社会基本計画策定委員会発足 ・男女共同参画社会基本計画専門部会発足 ・女と男のフォーラム 99 開催
2000 年 H12 年	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催 「政治宣言」「成果文書」の採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行 ・「人権教育・啓発促進法」成立・施行	・「彩の国国際フォーラム 2000」開催 ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置	・男女共同参画社会基本計画市民懇話会発足 ・あげお女性議会 2000 開催 ・上尾市児童館アップグレード開館
2001 年 H13 年		・「男女共同参画局」を設置 ・「男女共同参画会議」を設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立(平成 14 年施行) ・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・女性政策課を男女共同参画課に名称変更	・「デュエットプラン 21」上尾市男女共同参画計画策定 ・女性対策担当が男女共同参画課に組織変更 ・上尾駅前プラザ館に上尾市男女共同参画推進センター開設 ・7 月より「女性のための相談」業務開始
2002 年 H14 年		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定	・あげお女性議会 2002 開催

			・埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設	
2003年 H15年		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策」推進 ・「次世代育成支援対策推進法」成立・施行 ・「少子化社会対策基本法」成立・施行		・7月より「女性のための法律相談」業務開始 ・あげおファミリー・サポート・センター開設(社会福祉協議会) ・上尾市男女共同参画推進懇話会設置
2004年 H16年		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定		
2005年 H17年	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「育児・介護休業法」改正		・男女共同参画推進センターを現在の場所に移設 ・上尾市男女共同参画推進懇話会「条例案骨子に関する提言書」提出
2006年 H18年	・「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京)	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・上尾市児童館こどもの城開館
2007年 H19年	・「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ニューデリー)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立(平成20年施行) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「埼玉県男女共同参画推進プラン」中間見直し	・「上尾市男女共同参画推進条例」制定 ・上尾市男女共同参画審議会設置
2008年 H20年			・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」見直し	
2009年 H21年	・「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル)	・「育児・介護休業法」一部改正(平成22年より施行:子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化等)	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・「上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施
2010年 H22年		・第3次男女共同参画基本計画策定		・上尾市男女共同参画審議会「第2次デュエットプラン21」について答申

第2次デュエットプラン21
(上尾市男女共同参画計画)

平成23年3月

発行 上尾市 企画財政部男女共同参画課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-778-5111(直通)
FAX 048-778-5112
E-mail:s57000@city.ageo.lg.jp
HP:http://www.city.ageo.lg.jp

あなたにほんきをあげるまち



上尾市